



表紙写真：大慈寺のあじさい(三重県志摩) 撮影：竹之下 三生氏

C O N T E N T S

- 01 **特集1** 第5回定時総会
- 03 **特集2** ふるさと人物紀行 — 福本 良夫さん —
- 05 らうんじ — 『葛』それとも『葛』? —
- 06 ひろば — 100歳にして、なお論語 —
- 07 税だより(平成27年度改正他)
- 10 税だより(府税事務所からのお知らせ)
- 11 郷土の味めぐり — 魚匠 海人 —
- 12 名所ところどころ — 四條畷神社春季大祭 —
- 13 部会だより



郷土四市の地域を結び、繋ぐ

税と繁栄

門真納税協会

検索 

<http://www.nk-net.co.jp/kadoma/>

平成26年度事業報告及び収支決算報告、役員改選(案)等承認される

平成27年5月22日(金)ホテル・アゴラ大阪守口に於いて、門真税務署長、大阪府北河内府税事務所長、近畿税理士会門真支部長始め多数来賓をお迎えし、第5回定時総会を開催。



(上) ご来賓を迎え、上野山会長が議長となり議案の審議、来賓祝辞(税務署長)
 (中) 正副会長、感謝状の贈呈(協会長感謝状、税務署長感謝状)
 (下) 脇田氏へ感謝状、関連会社への感謝状、多数の役員出席のもと開催

上野山会長が議長となり中島監事よりの総会資格審査報告に続いて議案の審議に入った。

第1号議案平成26年度事業報告及び決算報告承認の件、第2号議案理事113名選任の件、第3号議案監事4名選任の件、についてそれぞれ審議され各議案とも異議なく満場一致で承認された。

また、平成27年度事業計画並びに予算案について報告がなされた。

続いて第19回理事会を開催、上野山理事が議長となり、理事会資格審査報告の後、議案の審議に入った。

第1号議案会長副会長、専務理事及び常任理事選任の件、第2号議案代表理事、業務執行理事選任の件、第3号議案、事業部会長選任の件、第4号議案、顧問委嘱承認の件についてそれぞれ説明がなされ異議なく満場一致で承認された。

来賓祝辞の後、感謝状の贈呈式が挙行され、森署長より、上野山常任理事へ門真税務署長感謝状の贈呈が行われ、続いて上野山会長より感謝状の贈呈がなされた。

受賞されたのは次の方々です。
 財政基盤功労者は、高橋潤様、菊地武秋様、竹之下学様、乾治男様、中井雅之様、大同生命保険(株)原田ゆかり様、加藤由美様、A I U損害保険(株)代理店藤田晋一様
 退任役員は、東口邦雄前副会長様、脇田義隆前常任理事様です。

この後意見交換会は、東坂副会長の開宴の挨拶で新体制での交流会がなされ、乾副会長の閉宴に続いて、上村新副会長の就任挨拶と万歳により盛会裏に終了いたしました。

役員改選

会長に上野山実氏、副会長に山田健氏、
乾治男氏、東坂巖氏、上村一彦氏決まる

山本	菊地	松本	吉村	高橋	中井	元古	森正	下西	竹下	上園	衛藤	柳本	北野	喜多	田中	高橋	常任理事	浅井	専務理事	上村	東坂	乾坂	山田	副会長	上野山	会長	
英雄	武秋	智文	賢二	雅潤	隆之	正司	賢繁	三治	生茂	司男	明裕	義一	義廣	信之	俊彦	一巖	治健	実	俊彦	一巖	治健	山田	副会長	上野山	会長		
(株) 菊地設備工業多	(株) トーイツ食品ト	(株) 光亜興産(株)	(株) 門真園芸(株)	(株) 元古鉄工(株)	(株) P F A P (株)	(株) パナソニック(株)	(株) タケダ電子(株)	(株) 上園緑地建設(株)	(株) 清水産業(株)	(株) 清カトラ	(株) 太陽機械製作所(株)	(株) 喜多木材(株)	(株) 田中熱工(株)	(株) 高橋設備工業(株)	(株) 上村金網工業(株)	(株) 藤商開発(株)	(株) 太平タクシー(株)	(株) パナソニック(株)	(株) 上野山実(株)								
青年部会	間税部会	個人資産税部会	法人部会	広報部会	総務部会	事業部会長	松井	中島	高田	寺崎	監事	西本	野口	服部	新木	森田	中田	谷中	笹中	田中	淀中	永木	中嶋	藤本	池田	石田	
西本	森本	山本	田中	藤本	谷中	事業部会長	一雄	裕勤	昭裕	三洋	電機	西本	修浩	昭司	則規	孝明	吾和	司文	俊実	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫
正修	英繁	義雄	和広	清俊	孝	事業部会長	一雄	裕勤	昭裕	三洋	電機	西本	修浩	昭司	則規	孝明	吾和	司文	俊実	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫	夫

平成26年度 決算報告

賃借対照表

平成27年3月31日現在(単位:円)

科目	当年度	前年度
I 資産の部		
1. 流動資産	3,765,865	5,957,555
2. 固定資産		
(1)基本財産	106,361,369	108,366,814
(2)特定資産	49,041,715	47,880,147
(3)その他固定資産	1,091,678	757,127
固定資産合計	156,494,762	157,004,088
資産合計	160,260,627	162,961,643
II 負債の部		
1. 流動負債	2,908,973	4,282,928
2. 固定負債	17,139,800	18,055,200
負債合計	20,048,773	22,338,128
III 正味財産の部		
1. 指定正味財産	73,059,242	75,069,691
2. 一般正味財産	67,152,612	65,553,824
正味財産合計	140,211,854	140,623,515
負債及び正味財産合計	160,260,627	162,961,643

予算・決算書

(単位:円)

科目	平成27年度	平成26年度
I 一般正味財産増減の部		
経常収益	59,657,854	59,603,477
経常費用	58,217,866	58,011,085
事業費	48,850,756	48,451,372
管理費	9,367,110	9,559,713
当期経常増減額	1,439,988	1,592,392
経常外収益	1,415,400	1,373,400
経常外費用	1,176,600	1,333,600
当期経常外増減額	238,800	39,800
税引前当期一般正味財産増減額	1,678,788	1,632,192
一般正味財産期末残高	67,152,612	65,553,824
II 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額	75,069,691	77,321,116
指定正味財産期末残高	73,059,242	75,069,691
III 正味財産期末残高	140,211,854	140,623,515

元気な限り、球児たちの役に立ちたい…

ふるさと 人物紀行



危機一髪！九死に一生を得て、乗客と共に高架の下において直後一枚
(福本さん撮影)

阪神淡路大震災から二十年… 高速道路から転落を免れた奇跡のバス 『慌てない』が一命を



福本 良夫さん(72才)

FUKUMOTO YOSHIO

プロフィール

昭和17年生まれ。京都出身26歳より帝産観光バス（株）に勤務し、平成7年1月、阪神淡路大震災に観光バス運転中に遭遇。九死に一生を得て、その後平成13年定年退職。平安高校の職員に請われて、平安高校（現在龍谷大平安高校）硬式野球部の送迎バス運転勤務 現在に至る。

1995年（平成7年）1月17日・午前5時46分、関西一円の大地震、阪神淡路大震災が起きてから20年、1月17日のテレビ特別番組に出演され、当時、高速道路で転落を免れ、九死に一生を得た時の人・福本良夫さんが当時を語った。

奇跡のバスとして全国から注目を浴びた福本さんは、当時勤務されていた観光バス会社を定年退職し、平成13年から現在の龍谷大平安高校野球部のバス勤務で活躍され、球児たちに慕われている。

阪神大震災があった1月17日早朝は、スキー帰りの3名の客を乗せ、神戸へ向けて帰路を急いでいた折、地震発生時刻の午前5時46分、西宮の高速道路を走行中、急に空が光った後、激しい揺れがバスを襲い、必死にブレーキをかけた。その直後に道端の看板や対抗車線の乗用車が道路から次々と落ち、轟音（ごうおん）が響き渡り前方の高架が突然落下したが、バスは奇跡的に先端部分は高架からはみ出したものの、間一髪で難を免れた。

その奇跡には、幾つかの偶然が重なり、難を逃れた。その時、偶然にも若い運転手から交代したことで、日頃より『慌てないこと』をモットーにしていた福本さんの運転でスピードをあげていなかったこと、沈着冷静な福本さんの人柄も奇跡に繋がった。

今回、約20年ぶりに多くのマスコミの取材を受けた福本さんにインタビュー。戸惑いながらも変わらないその後の人生を送っておられるのがとても印象的。大震災当時のことと現在の心境をお伺いした。

大震災から20年 忘れられない追憶

―阪神大震災から20年、その後も大きな地震(東日本大震災等)が相次いで各地で起きています。多くの教訓を残した阪神大震災。特に福本さんは、高速道路で九死に一生を得た体験をされておられます。大震災から20年の節目にぜひ語り継いでいきたい想いで、当時の事、そしてその後の福本さんのことをお伺いします。

福本 今年1月17日にテレビ局の依頼で20年ぶりに神戸で取材を受け当時のことがよみがえりました。ふり返ればあつという間の20年でもあり、わたしにとって忘れられない出来事でした。とにかくあの震災後のマスクミの皆さんの報道取材がすごくて、家内にとっても、家族にとっても朝から晩まで取材のすごさが一番印象的な思い出ですね(笑)。皆さんは奇跡だとおっしゃるのですが、当時の私にとって、様々な偶然が重なって難をのがれた様に思っています。長野からのスキー客を乗せて本来

ならスキー客を降ろしてから会社に車庫入れするのですが、ガソリン補給で途中会社に寄りその後、あのととき阪神高速を走行していた訳です。

又、若い運転手と2人勤務で、若い人が運転していたらもっとスピードを上げており、そのまま突っ込んで高架下に落下していたかも知れません。

若い時からトラック運転やバス運転をしており、日頃より私自身“慌てない”をモットーとしていたことも災難をのがれたのかも知れませんが、強運の持ち主といわれますが、普段通りでした。

ですから、当時は取材で大変でしたが、その後は普段通りの生活を送っていました。

―3月の春の選抜高校野球で福本さんが現在勤務されている龍谷大平安高校が出場するということで、福本さんが取材をうけられておられました。平成13年のバス会社定年退職後は現在の龍谷大平安高校の野球部の球児達の送迎に勤務されている訳ですが、その後の人生についてもお話をお聞きたいのですが

福本 観光バス会社を定年退職

後は知人の紹介で前平安高校の野球部の送迎バス勤務を経て、現在は龍谷大平安高校に所属して、子供たち球児の送迎をしています。“落ちないバスの運転手”ということで、普段お参りしている神社のお守りも受験生には評判に(笑)、そして野球では強運“勝てる守り神”と言われますが強運なら勝っていますね(笑)。

折角、九死に一生を得た命です。おかげ様で家族と共に普段と変わらない生活をおくっています。

でも、あの当時起きた出来事は私にとっても二度とない出来事だと思っています。思えば私が勤務している龍谷大平安高校の球児たちは、あの阪神大震災を知らない世代なんです。

―本日はわざわざ京都からお越し戴いて20年前の阪神大震災当時の福本さんの貴重な大震災の体験そしてその後の人生をお聞かせ戴きありがとうございます。

私たちも大震災を経験しただけに、貴重な体験談を語り継いでいきたいと思います。

取材後記

阪神大震災から20年。1月17日のテレビ報道で、久しぶりに奇跡のバスで注目された福本良夫さんをテレビで拝見。その後広報部会の1月の役員会で、福本良夫さんを取材しよう。との声があがり、春の選抜高校野球で福本さんの勤務先の龍谷大平安高校が甲子園に出場、再び福本さんが取材された後、協会までお越し戴き、インタビューが実現しました。

現在72歳、当時は観光バス会社に勤務され大地震に遭遇されたが、多くのマスクミ取材にも決して変わらぬ福本さんの生き方は、九死に一生を得た人生を大切にしたい想いに。日々練習に励む球児の送迎の中で良き相談手をされている。

若い時から、トラックとバスの運転勤務で「決して慌てない」をモットーにされてきた。

そのことが、震災時の冷静な福本さんの奇跡に繋がったと感じた大変意義深いインタビューでした。

文責・加藤忠広



福本さんと取材の四條畷地区広報役員(取材H27.4.3)

資産課税第一部門統括官の杉浦でございます。

公益社団法人門真納税協会の会員の皆様には、平素から税務行政全般に對しまして、深いご理解と格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、平成26年分の所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税の確定申告におきましては、地区相談会の運営をはじめとしました各種施策に多大なるご協力を賜り、無事終えることができましたことに重ねてお礼申し上げます。

この度の「税と繁栄」の寄稿に際しまして色々と考えたのですが、皆様にご披露できるような高尚な趣味も持ち合わせておりませんので、私が50年間生まれ育った奈良県葛城市の市名誕生にまつわる少し残念でトホホなエピソードを紹介させていただきます。

葛城市は私が生まれた旧新庄町と隣の旧当麻町の2町が平成の大合併ブームに乗り、平成16年10月1日に奈良県内初の合併で誕生しました。この地域一帯は古くは古墳時代の有力豪族であった葛城氏が支配していたことから「葛城」と呼ばれ、大阪府との境にある葛城山、私共の組織の葛城税務署、奈良地方裁判所葛城支部など「葛城」という名称が広く使われています。このような背景から、合併による新しい市名は住民アンケートでもトップに選ばれた「葛城市」に決まりました。

新しい市の名称も決まり、合併に向

●らうんじ●

『葛』それとも『葛』？



門真税務署 資産課税第一部門 統括国税調査官

杉浦 勝

けて着々と準備が進められていく中で、「葛城」の「葛」という表記にある問題が潜んでいました。

もともと、「葛」という文字は植物の「くず」を意味し、(くずを原料にした吉野葛は奈良県の特産品として有名です。)以前から字体の違い「葛」と「葛」が混在して使われていたようです。先述のとおり歴史的には「葛城」が正しいと認識されていたようですが、当時はすでにワープロ機能を有したパソコンも普及し、「かつらぎ」の文字を交換した場合には「葛城」と表記されるのが一般的であったこともあり、新市名は「葛城市」の字体を採用して届出され、平成16年1月に正式に合併が認められました。

ところが、翌2月に経済産業省が日本工業規格(JIS)の漢字コードの変更を発表し、これまで採用してきた「葛」から「葛」に変更する予想外の事



態が起ってしまったのです。関係者にとつては、一般的に使われていた字体が最適であると判断して採用した結果が、一瞬にして一般的でなくなるといった、まさに青天の霹靂ではなかったでしょうか。

ただ、現在は、「葛城市」とインターネットで検索してもすぐに市の公式ホームページに繋がりますし、市への申請や届出書類も不受理にはならず、JIS変更当初に危惧された市民生活への影響はさほど感じられません。

新市名誕生の裏側を見ることで、二者択一、究極の選択の難しさを改めて考えさせられた幸いです。

最後になりましたが、公益社団法人門真納税協会の会員の皆様方のご事業の発展とご健康、ご多幸を心からお祈り申し上げますとともに、今までと変わらぬご支援ご協力をお願い申し上げます。



My Book
私の一冊



門真税務署 個人課税第三部門 統括国税調査官 下原 恵子

「7つの習慣」

「仕事を辞めたい」が口癖になっていた頃、知人に勧められて読んだ本です。どんなジャンルの本かもわからず、書店で題名を伝え出してもらった本は、ハードカバーの分厚いビジネス書でした。読む前から挫折しそうでしたが、通勤電車の中を読書時間と決め、毎日重い本を持って通勤していました。

ビジネス書といっても、家庭生活の中にも当てはまることもあり、自己啓発書として研修の参考書籍としても利用されているようで、貴婦人と老婆の絵だったり、金の卵を産むガチョウの話など聞いたことのある内容も書かれています。人生を幸福に導く成功哲学の本だそうです。読み進めていくうちに、私の心鏡にも変化が出てきたようです。

著者が「この本は書棚にしまっておくのではなく、手元において何回も読み返す本である。」と書いているように、常に意識してこの本を参考に目標を持って物事を考え、人との接し方を考えることができれば、人間として、社会人として成長できるのかもしれない。

私は繰り返し読むことはできずに現在に至りますが、今まで仕事を続けてこられたことがこの本を読んだ私の成長だったのかもしれません。

確かに何かを得た手ごたえがあり、初めて管理者として担当した新人職員の見聞時にこの本を贈りました。何か壁にぶつかつたときの参考になればとの気持ちを含めて、あなたもこの本を読んだら何かが変わるかも知れませんよ。

百歳にして、なお論語

講話録より

NPO 論語普及会学監

伊與田 覺



耕心塾開講15周年記念特別講座で講演する伊與田覺氏



広報部会副部会長

文・今平 泰宏

文字通り「論語」と共に生き「食事と一緒」の様になっていたらと振り返られ、論語の実学を实践された歩みを振り返った。

「論語」は今から二千五百年前、中国で孔子を中心とするその弟子達との問答を書物に。孔子が生きていたのは(73歳没)直接話が聞けたのですが、その後、二千五百年、孔子の教えは、民族を越え、時代を越え、世界の人々に「論語」として親しまれ、現代にも、脈々と孔子の教えが生き続け伝わっています。

伊與田先生が日本人にも身近に「論語」を親しんでもらいたいと発刊した「仮名論語」は全国に普及しており、その仮名論語より分かりやすく解説された。

中でも日本人に最も親しまれている「子曰わく、吾十有五にして學に志し、三十にして立ち、四十にして惑わず、五十にして天命を知り、六十にして耳順(みみしたが)ふ、七十にして心の欲する所に従えども、矩(のり)を踰(こ)えず」(篤政第二)孔子は自分の経歴をあまり語っていませんが、ここで孔子は生き方を語っています。

73歳で亡くなりますが孔子は人生を語っています。当時の73歳は現在で百歳に相当する年齢で天寿を全うしています。孔子が最晩年に一生を振り返ったのが「論語」の中に出てきます。決して裕福な環境ではなく、いわゆる苦学で学んだ人です。三十で立つは世の中で役に立つ人になりたいということ

です。人間はやはり勉強すればするほど自分を育てる糧になります。決して外面的ではなく、学んだら学んだだけ人の体の中に染みこんでいきます。

「論語」を長い間読み続けていくうちに僅かですけど体の中に染み込んでいくのです。そして体の中に充実してくると自ずからそれが外に自然に表れてくるのです。

孔子の場合は、人の及ばざる努力を人知れずやっていた。だからもう三十になれば人品的にも立派になって、会った瞬間にずいぶん勉強したるなあ、と自ずから分かってきました。それが周囲の者に影響を及ぼし、やがて同じ年齢にある友からも尊敬されるようになりました。

私は、数え年で今年百歳になります。人は母のお腹の中にいる胎児の時に生を受け、生まれた時に一歳とするのが自然です。私はすでに孔子の年齢を越えてみなさんの前でこうしてお話することが望外の喜びです。

伊與田覺(いよたさとる)

大正5年高知県生まれ。学生時代から安岡正篤氏に師事。昭和32年関西師友協会設立に参与し理事・事務局長に就任。その教学道場として44年には財団法人成人教学研修所の設立に携わり、常務理事・所長に就任。62年論語普及会を設立し、学監として論語精神の昂揚に尽力する。百歳を超え今も壮健に各地で講義を活躍。

論語

中国古代、春秋時代の人・孔子とその弟子たちの言行録。四書五経の四書の一つであり、経書として中国のみならず日本や朝鮮半島でも広く読まれた。成立時期については、前5世紀?末には成立していたと考えられる。

今年2月8日(日)、四條畷で論語の研修活動をしています論語普及会・耕心塾開講15周年記念特別講座が催され、開講以来、教導されてきた伊與田學先生の百歳を記念する論語講座に特別聴講させて頂きました。

伊與田 先生は関西実業人の教学道場、成人教学研修所開設の時より長年四條畷にお住まいになられ、いわば第二のふるさととして愛してこられ、四條畷神社の再興始め、論語を地域の人々にも親しく教導され、今年の、百

歳を迎えられた伊與田先生のお話しは私達の生き方の教示でもある様に思いました。

伊與田先生が初めて論語に触れたのが、ご母堂を7歳で亡くし悲しみの中でおじから勧められ、初めは漢字すら読めない中で素読で親しんでいったと。

「素読」は目で見て、言葉で発し、体で感じる事が大切で、以来若い時から成年になっても軍隊でも片時も論語を決して離さなかった。

平成27年度税制改正のポイント

法人課税関係

I 成長志向に重点を置いた法人税改革

1 法人税率の引下げ

法人税率を、25.5%から**23.9%**に引き下げます。

※27年4月1日以後に開始する事業年度において適用します。

参考▶▶ 国・地方を通じた法人実効税率

27年度改正では、法人事業税(地方税)の所得割の税率(改正前:大法人向け7.2%)の引下げと合わせて、国・地方を通じた法人実効税率は、次のようになります。また、以後数年で、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指します。

	改正前	27年度	28年度
法人税率	25.5%	23.9%	23.9%
法人事業税所得割(標準税率)	7.2%	6.0%	4.8%
国・地方の法人実効税率	34.62%	32.11% (▲2.51%)	31.33% (▲3.29%)

※所得割の税率には、地方法人特別税を含みます。

2 課税ベースの拡大等

① 欠損金繰越控除の見直し

欠損金の繰越控除制度が課税ベースを大きく侵食している状況を改善するとともに、控除制限を受けたくない企業には収益改善のインセンティブをもたらすよう、大法人の控除限度(改正前:所得の80%)を引き下げます。

	改正前	改正後
控除限度 (大法人)	所得の80%	27年4月1日以後に開始する事業年度 → 所得の65% 29年4月1日以後に開始する事業年度 → 所得の50%
再建中の法人の特例	23年度改正法の施行前に再生手続開始の決定等があった法人を対象とした経過措置 所得の全額 (再生計画認可の決定等の日から7年後の日の属する事業年度まで)	所得の全額 (再生計画認可の決定等の日から7年後の日の属する事業年度まで) ※再上場等の場合、以後の事業年度は対象外。 ※23年度改正の経過措置については、統合して廃止。
新設法人の特例	—	所得の全額 (設立日から7年後の日の属する事業年度まで) ※上場等の場合、以後の事業年度は対象外。
繰越期間	9年 ※20年4月1日以後に終了する事業年度に生じた欠損金	10年に延長 ※29年4月1日以後に開始する事業年度に生じた欠損金について適用。 ※帳簿書類の保存期間等も10年に延長。

② 受取配当等益金不算入制度の見直し

●支配目的の株式(=持株比率が高い株式)への投資については、経営形態の選択等に税制が影響を及ぼすことのないように100%益金不算入としつつ、持株比率の基準を見直します。

●支配目的が乏しい株式等(=持株比率が低い株式等)への投資は、他の投資機会との選択を歪めないように、新たに区分を設け、益金不算入割合を一部引き下げます。

③ 租税特別措置の見直し

- 研究開発税制(総額型)の見直し
- その他の租税特別措置の見直し

参考▶▶ 地方税における法人事業税の外形標準課税の拡大等

- 外形標準課税の拡大
- 負担変動に対する配慮措置
- 外形標準課税における賃上げへの配慮

3 賃上げへの配慮措置

- 平成27・28年度において法人税の先行減税を行い、経済の好循環の定着を強く後押し
- 所得拡大促進税制の要件の緩和

II 地方拠点強化税制の創設

- 特別償却又は税額控除制度の創設
- 雇用促進税制の拡充

III 復興支援

- 福島再開投資等準備金制度の創設

平成27年度税制改正のポイント

個人課税関係

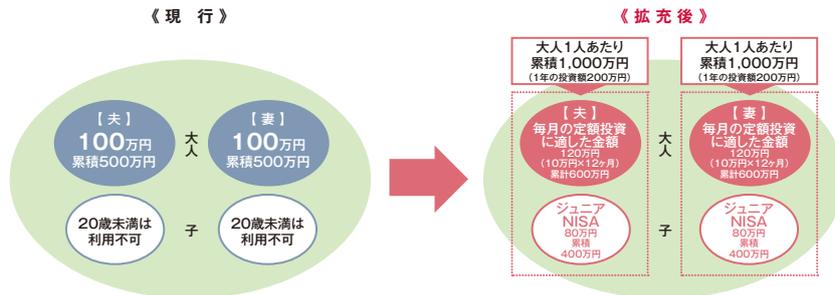
1 NISA(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得の非課税措置)の拡充

- 現行のNISAについて、年間の投資上限額(現行:100万円)を、平成28年から**120万円(累積600万円)**に引き上げます。
- 若年層へは投資のすそ野拡大などの観点から、ジュニアNISAを創設します。

ジュニアNISAの概要

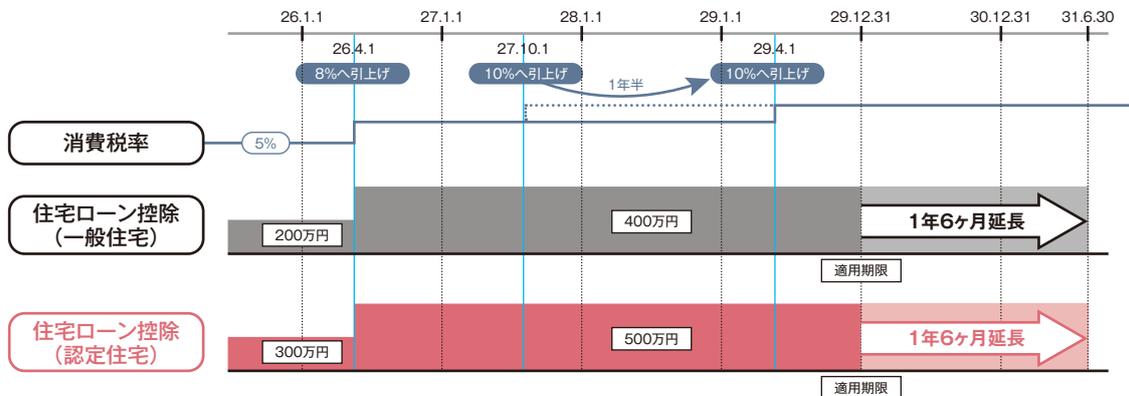
非課税対象：20歳未満の人が開設するジュニアNISA 口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益
 年間投資上限：**80万円**
 非課税投資額：最大**400万円(80万円×5年間)**
 口座開設期間：平成28年から平成35年までの8年間
 非課税期間：最長5年間
 運用管理：親権者等の代理又は同意の下で投資、18歳になるまで原則として払出し不可

※NISA、ジュニアNISAを通じた実質的な投資枠が大きく拡大します。



2 住宅ローン控除等の延長

平成29年末までの適用期限とされている住宅ローン控除等の措置について、消費税率10%への引上げ時期の変更に伴い、その適用期限を平成31年6月末まで1年6ヶ月延長します。



※個人住民税の住宅ローン控除の特例、被災者等に係る住宅ローン控除の特例についても、同様の措置を講じます。
 ※すまい給付金及び住まいの復興給付金についても、同様の措置を講じます。

3 国外転出をする場合の譲渡所得課税の特例の創設

消費税関係

1 消費税率10%への引上げ時期の変更等

- 消費税率10%への引上げ時期について、平成27年10月1日から、平成29年4月1日に変更します。
 - 「景気判断条項」(税制抜本改革法附則第18条第3項)を削除します。
- ※消費税率の引上げ時期の変更に伴い、住宅ローン控除等の延長(10ページ)を実施します。

- 2 外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充
- 3 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し
- 4 たばこ税の見直し
- 5 車体課税の見直し

平成27年度税制改正のポイント

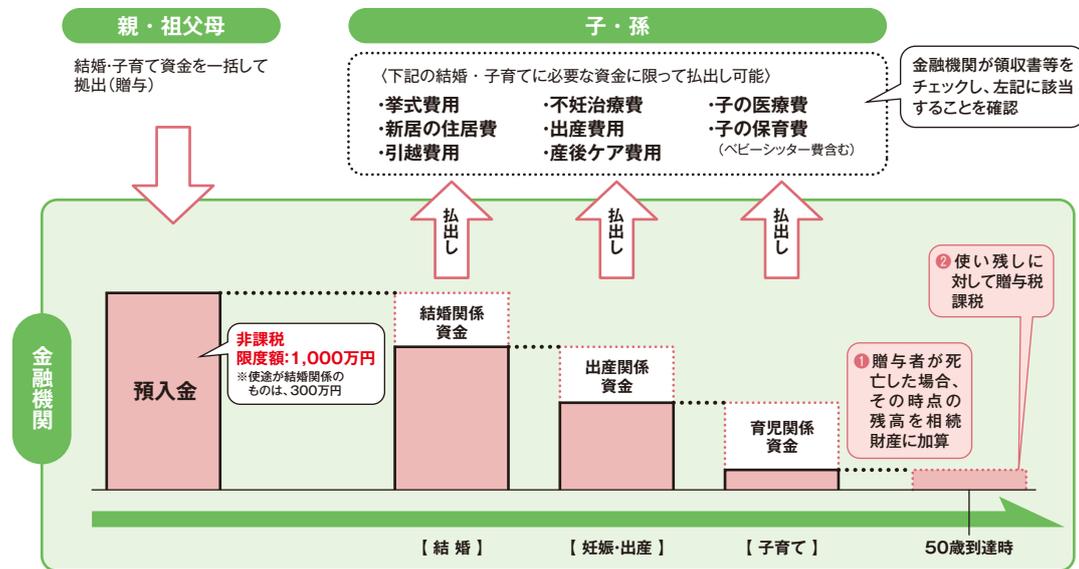
資産課税関係

■ 父母などから結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度(新設)

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に、20歳以上50歳未満の方(以下「受贈者」といいます。)が、結婚・子育て資金に充てるため、受贈者の直系尊属(父母や祖父母など。以下「贈与者」といいます。)から金融機関等との一定の契約に基づいた金銭等の贈与を受けた場合、1,000万円までの金額に相当する部分については、金融機関等の営業所等を経由して結婚・子育て資金非課税申告書を提出することにより、贈与税が非課税となります。

- 結婚・子育て資金の用途は、金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管します。
- 相続税回避を防止するため、贈与者死亡時の残高を相続財産に加算します。
- 受贈者が50歳に達する日に口座は終了します。使い残しに対しては、贈与税を課税します。

*内閣府ホームページ【www.cao.go.jp】に結婚・子育て資金の範囲に関するQ&Aなどの情報が掲載されています。



■ 国外転出する場合の譲渡所得等の特例(新設)

平成27年7月1日以後に国外転出をする一定の居住者が1億円以上の有価証券等を所有等している場合には、その対象資産の含み益に所得税(復興特別所得税を含みます)が課税され、所得税の確定申告等の手続を行う必要があります。

納税猶予制度や税額を減額するなどの措置を受けることができる場合がありますが、いずれの減額措置等も国外転出までに納税管理人の届出書を所轄税務署に提出するなどの手続が必須となります。

国外転出時課税の対象者

国外転出時において、(1)及び(2)のいずれにも該当する居住者が、国外転出時課税の対象者となります。

- (1) 所有等している対象資産の価額の合計が1億円以上であること。
- (2) 原則として国外転出をする日前10年以内において国内に5年を超えて住所又は居所を有していること。

対象資産

有価証券(株式、投資信託等)、匿名組合契約の出資の持分、未決済の信用取引・発行日取引・デリバティブ取引が国外転出時課税の対象資産となります。

■ 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充

大阪府北河内府税事務所からのお知らせ

「所得税は源泉徴収しているけれど個人住民税はしていない」ということはありませんか？

事業主の皆様へ

従業員の個人住民税は、特別徴収で納めましょう！

個人住民税の特別徴収の実施について

所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、従業員（納税義務者）の個人住民税を特別徴収することが法律（地方税法第321条の4及び市町村条例）により義務づけられています。

所得税から住民税への税源移譲により、現在、個人住民税は市町村はもとより、大阪府の基幹税となっています。

このため、大阪府と府内の市町村では個人住民税の適正かつ公平な課税・徴収に向け、事業主に対する住民税の特別徴収の実施に関する広報をはじめ、様々な取組みを連携して実施しています。

つきましては、この個人住民税の特別徴収の適正な実施について、ご協力をよろしくお願いします。

エルタックス **eLTAX** を会計事務のパートナーに！

地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用し、自宅・オフィスからインターネット経由で、個人住民税の給与支払報告書等の提出や法人住民税の申告ができます。簡単・便利な eLTAX を是非ご利用ください。



大阪府広報
担当副知事
もずやん

詳しくは、大阪府・各市町村のホームページをご覧ください。

（大阪府ホームページ <http://www.pref.osaka.jp/zei/alacarte/>）

- お問合せ先／大阪府北河内府税事務所 個人事業税課（個人府民税担当）
TEL. 代表 072-844-1331（内線 523）

JR四條驛駅から徒歩3分

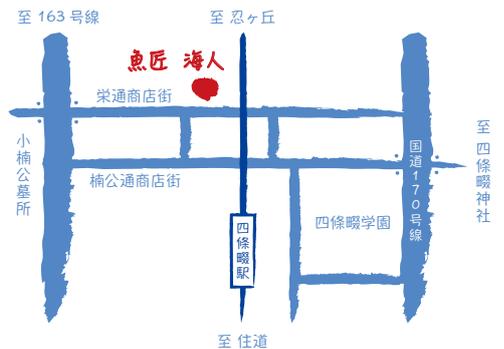
三重県紀伊長島漁港直送

海鮮料理とちゃんこ鍋

魚匠 海人



上右/店主の槻谷さん 上中/鯛の棒寿司 上左/海人の
正面玄関 下右/槻谷さんと協会広報役員 下中/魚料理
だけでなく肉料理の和風タンシチュー 下左/海人店内



四條驛市楠公1-9-16 ☎072-878-1301
最寄駅：JR四條驛駅徒歩3分
営業時間：17:30～23:00 (L.O 22:30)
定休日：月曜日

昨年11月に開店したお魚料理とちゃんこ鍋「魚匠海人(ぎよししょうかいと)」の店主で生粋の料理人、槻谷正生さんは四條驛生まれで、18歳で全国各地の料理店などで修業。三重県紀伊長島での縁で、ふるさとで開店の開店に、食材の仕入れを魚匠海人自ら携わりその海産物を直送して嘸の人々に取れたて新鮮魚介の料理を提供、開店より地元の人々に人気店として親しまれている。

開店からリピーターが多いのもうなづける。「料理は美味くて安く提供するのが料理人の腕、嘸の人に鮮魚を食べてもらえれば」と語る槻谷さん。

紀北長島といえば、荒海で育った伊勢エビ・さざえ・あわび等四季を通じて新鮮魚介類が食べられるのも最高の魅力。

当店人気メニューに海鮮丼、また鮮魚主体のお任せ懐石も、和風パスタ、牛タンシチュー、海鮮サラダも女性客に大評判。4種のお造り盛り合わせも人気!

和食だけでなく洋風メニューも人気。時には裏メニューをオーダーする常連のお客も多い。通うほど特典も魅力。

槻谷さんの人柄は各地で出会った人との縁を大切にしている。開店にとお店を飾る大漁旗も長島漁港で活躍する第二〇八秀丸の旗がお店を飾っているのも縁を大切にしている。

槻谷さんの人柄が反映している。

この夏はハモやいさぎの季節、ぜひ名料理人の味を食して下さい。

今日取材でご協力戴いた四條驛地区の広報役員の太野さん、川本さんも同窓生で絆を深めています、何よりも地元四條驛に帰ってきて素晴らしい料理を提供する槻谷さんの魅力。そしてファンも育ちつつある。



上右／四條畷神社拝殿 上左／大祭風景
下右より／貞仁両全像、寺井種伯宮司、御神楽奉納、大祭に向かう宮司一行、本有源招魂社

建武中興十五社の一社で、旧社格は別格官幣社である。南朝の将として戦い、四條畷の戦いで敗死した楠木正行を主祭神としている。父の楠木正成が大楠公(だいなんこう)と呼ばれるのに対して、嫡男の楠木正行は小楠公(しょうなんこう)と呼ばれる。境内やその周辺には桜が多く植えられており、春は多くの花見客でにぎわう。



所在地：四條畷市南野2丁目
最寄駅：JR学研都市線「四條畷」下車、東北へ約1000M



大祭奉納行事



伊與田覺と寺井宮司

今年も4月5日(日)四條畷神社の春季大祭(楠公さくら祭)が斎行されました。あいにくの雨模様の中でしたが多くの参拝客で賑わい、千年の歴史絵巻を見る様です。

戦後70年の節目の年、知・仁・勇(孔子の教え、楠木正成・正行父子の絆、孝行の教え)「忠孝両全の鑑」として知られる四條畷神社の歴史の重みの大切さを知る想いです。

戦前は皇族関係者が多く参拝され、大変な賑わいを見せた大祭ですが、戦後荒廃の中から地元の人々や大阪の財界、実業人の支援で、平成元年に本殿、拝殿の修復と社務所の新築・境内地の諸施設の整備を行ない、平成2年10月5日、御遷座百年奉社大祭が盛大に執り行われ、その後大祭行事も脈々と受け継がれ今日に至っています。

明治22年、明治天皇より四條畷神社の創立の勅許が下り、別格官幣社(主に国家の忠臣を祀る)に別格された。当時、地元の人々が土地や多くの浄財を寄進し、土を運び奉仕したという記録が残っています。明治23年4月5日に完成し、盛大な御鎮座祭が斎行されたことを記念する歴史的な春季大祭です。

特に、父楠木正成公に自ら忠節を果たした正行公(小楠公)に対してもその忠義をたたえ、明治30年に従二位を追贈された。

春季大祭は、楠公さくら祭と親しまれ、境内の桜見物客も多く、地元の人々による大祭を祝う献花・野点や包刀式、舞踊、扇舞等の各種の奉納行事等も催され、春の風物詩として人々に親しまれています。



第18回理事会
H27.4.17(金)
(総務部会)



役員会の開催
H27.1.29(木)
(広報部会)



第17回理事会
H27.1.16(金)
(総務部会)

◆役員会等の開催



12・1・2月決算期別説明会
H27.1.22(金)
(法人部会)



確定申告説明会
H27.1.19(月)
(個人資産税部会)



消費税・印紙税セミナー
H27.1.27(火)
(間税部会)

◆説明会・研修会等の開催



3月決算法人説明会
H27.3.26(木)
(法人部会)



税法実務研修会
H27.2.24(火)
(法人部会)



新設法人説明会
H27.2.5(木)
(法人部会)



地区納税相談 H27.2～H 27.3 管内 4 会場にて (個人資産税部会)

新入会員勸奨 会員の皆様には、
未加入者の新規加入勸奨を
お願い致します。

◇協会に加入されますと、税に関する最新情報・各種研究会・
無料税務相談・法律相談・内外税務研修等に参加できます。

TEL06-6908-0631 FAX06-6908-4872

納税協会ホームページ URL <http://www.nk-net.co.jp/kadoma/>

本紙に関するご意見・ご要望は、
広報部会へお問い合わせ下さい。

田村 耕作(四條驛)	川本 佳二(四條驛)	吉村 茂(大東)	中村 真也(大東)	中島 達男(大東)	盛田 昭一(門真)	田村 修己(門真)	中西 正憲(門真)	津田 英人(守口)	濱上 知之(守口)	中原 毅(大東)	竹之下三生(守口)	藤本 和俊(大東)
大野 明彦(四條驛)	梶川 良一(四條驛)	川西 勝久(四條驛)	中嶋 啓文(大東)	田中 康博(大東)	中道 覚(門真)	菊地 武秋(門真)	中園 隆一(門真)	村上 光史(守口)	巖川 完(守口)	今平 泰宏(四條驛)	加藤 忠廣(門真)	東坂 巖(大東)

広報部会スタッフ



管外研修会（個人資産税部会）
H27.4.21（火）
講師：大阪天満宮宮司 寺井種伯氏



新春講演会（総務部会）
H27.1.16（金）
講師：霊山歴史館副館長木村幸比古氏



第4回人間力養成講座（青年部会）
H27.6.4（木）
講師：北山 顕一 氏



春季特別講演会（総務部会）
H27.5.8（金）
講師：パナソニック(株)特別顧問 谷井昭雄氏



第39回企業経営税務研修ツアー
H27.6.3～5
（総務部会）



KNK会
H27.5.13（水）
（青年部会）

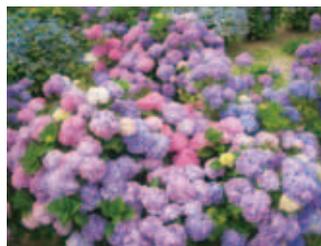


調査部所管法人講演会
H27.4.14（火）
（法人部会）

会 員 状 況

区 分	法人会員	個人会員
守口地区	518 (537)社	364 (378)人
門真地区	516 (527)社	344 (348)人
大東地区	427 (430)社	278 (283)人
四條畷地区	139 (148)社	146 (154)人
管 外	12 (12)社	81 (87)人
合 計	1,612 (1,654)社	1,213 (1,250)人

H27.6.1現在 ()内はH26.6.1



ただいま。楽しんで環境を楽しんでください。

九鬼水軍波切丸の大将川面右近とその臣下の強者がひっそり眠る大慈寺。6月初夏ともなると、その静かな境内に1,500株のあじさいが咲き乱れ、誰言うことなく「志摩のあじさい寺」と呼ばれています。6月のあじさい祭りに、紫陽花のみならず野点のお茶をいただきながら寺の庭園・環境などを楽しんでください。

撮影：竹之下 三生

(三重県志摩市)

大慈寺のあじさい

《表紙写真》

今後の事業活動

お申込み・お問い合わせは...門真納税協会へ

なにわ淀川花火大会交流会

日時 平成27年8月8日(土)
19:50オープニング
※ご入場は午後5時からになります
会場 十三会場(門真納税協会ブース)
定員 200名
参加料(会員) 大人 1名 9,500円
子供 1名 5,000円

第1回 税法実務研修会

日程:平成27年6月17日(水)
午後2時~
会場:門真納税協会 3階 会議室
講師:税理士 倉茂 瑞生 氏
テーマ:税法改正事項要点
今すぐできる税務調査対策

第32回 海外税務研修

日程 9月16日~9月21日
(4泊6日)
行き先 マレーシア
クアラ Lumpur・ペナン
募集人員 30名
締め切り 7月31日(金)
参加料 会員 大人 1名 213,000円

マイナンバー実務研修会

日程:平成27年7月8日(水)
午後2時~
会場:門真納税協会 3階 会議室
講師:社会保険労務士 津田 英人 氏
テーマ:マイナンバー法とは?
マイナンバーと企業実務業における
実務上の具体例とその対応策

入居者
募集中

有料老人ホーム 満天の星
コート仁泉

高齢者向け賃貸住宅

〒574-0014 大東市寺川1-1-31
TEL.072-874-1700

〒574-0033 大東市扇町3-8
TEL.072-889-5601



医療法人 仁泉会グループ

阪奈病院

〒574-0014 大東市寺川1-1-31 TEL.072-874-1111(代)

仁泉会病院

〒574-0044 大東市諸福8-2-22 TEL.072-875-0100(代)

EMZ ミクリニック

〒560-0004 豊中市少路1-12-13 TEL.06-6840-0100(代)

介護老人保健施設 阪奈苑

〒574-0014 大東市寺川1-1-1 TEL.072-875-0001(代)

阪奈訪問看護ステーション

〒574-0014 大東市寺川1-1-9 TEL.072-870-7701(代)

居宅介護支援事業所 阪奈苑

〒574-0014 大東市寺川1-1-1 TEL.072-873-7373(代)

グループホーム 花水木

〒574-0014 大東市寺川15-19-18 TEL.072-869-3710(代)

ヘルパーステーション じんせん

〒574-0014 大東市寺川1-1-9 TEL.072-871-7606

デイサービス えがお

〒574-0033 大東市扇町3-8 コート仁泉1F TEL.072-889-5602

まえばら整骨院

〒574-0033 大東市扇町3-8 コート仁泉2F TEL.072-967-3912

吉原ケアプランセンター

〒574-0033 大東市扇町3-8 TEL.072-889-5603

特別養護老人ホーム 諸福苑

〒574-0044 大東市諸福7-4-45 TEL.072-874-5252

グループホーム 八重桜

〒574-0044 大東市諸福7-4-45 TEL.072-874-5711